

ハッピースポーツクラブ 規約

1 入会手続き

◆クレジットカード決済

授業初日までに**入会金、保険料、初月の月会費の決済**が確認できた方を
ハッピースポーツクラブの会員であることを認めます。ご決済後の返金は致しかねますのでご了承ください。

2 保険料

◆クレジットカード決済

毎年、4月に**保険料更新1,100円を4月分授業料と一緒に決済**いたします。

3 月会費

◆クレジットカード決済

月会費は**前月の27日決済**となります。**2ヵ月目から振替受講できない場合の月会費割引が適用**です。
割引をご希望される方は当月の20日までにお伝えいただけましたら翌月分と相殺いたします。

欠席分のレッスンを**年度内振替で受講される方は通常の月会費**となります。

振替受講にともなう月会費の返金はいたしかねますのでご了承ください。

4 月会費割引

※①と②の併用割引はございません

①2人兄弟が会員の場合は**550円ずつの割引**です。 / 3人兄弟が会員の場合は**1,430円ずつの割引**です。
兄弟割引の適用は入会された翌月からとなります。

②会員からのご紹介でお友達やご兄弟が入会していただいた場合は、ご入会していただいた**翌月の月会費が半額**となります。ご入会された方もご入会**翌月の月会費が半額**となります。

5 退会手続き

①月会費のお支払い方法が前払い制度のため、**退会を希望される方は前月10日まで**にお申し出ください。

例:10月からの退会を希望される場合は、9月10日の時点でお申し出いただければ10月から退会扱いとなります。

②いったん退会された方が年度内に再入会される場合はキャンペーン有無に関わらず入会金が必要となります。

6 振替受講

①在籍期間中は**年度内であれば回数制限なく**振り替えて受講することができます。(要予約)

②**3月分に限り4月以降も継続の方は翌年度まで**振替を持ち越すことができます。

③月会費を納める前の月のレッスン分を前もって振り替えることはできません。

7 臨時休講

やむをえない事由が発生した場合や、諸事情により授業が変更または休講する場合があります。

松原市に気象警報が発令されている場合(すべての警報が対象です)

★**Aクラスのレッスンは 朝8:00**の時点で警報が解除されていなければ休講となります。

★**その他のクラスは 昼12:00**の時点で警報が解除されていなければ休講となります。

※授業中に警報が発令された場合はその授業を終了まで行います。その後の授業はすべて休講となります。

感染症拡大や自然災害ややむをえない事情等による臨時休講となる場合があります。

※臨時休講の場合は**クラブ用LINEでのご案内となりますのでクラブ用LINE登録**にご協力ください。

8 補償

①授業中、万一怪我や事故が発生した場合、当クラブからの加入保険以外の補償はできません。

又、当クラブやスタッフ個人での一切の責任を負うことはできません。

②当クラブ会員以外(保護者・ご兄弟・付き添い)の方の怪我や事故については一切の責任を負うことはできません。

③駐車場・駐輪場における事故や盗難等々につきましては自己責任となりますのでご了承ください。

④天災・地変、その他不可抗力並びに会員の責に帰すべき事由による傷害については補償できません。

9 規約改正

本規約の改正・変更は当クラブの事務局の定める所によるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

10 定めなき条項

本規約に定めのない必要な条項は別に事務局がこれを定めます。